

第1種共済運営要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程（以下「規程」という。）第3条第1項第1号に規定する第1種共済（以下「共済」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(加入の届出)

第2条 共済契約の当事者である事業主（以下「契約者」という。）はこの共済に加入するものとし、第1種共済適用事業所届出書（要綱様式第1号）により、契約者が運営する事業所（以下「適用事業所」という。）を県社協会長に届け出るものとする。

- 2 適用事業所の代表者（以下「適用事業所長」という。）は、前項に規定する届出事項に変更があった場合は、届出事項変更届（要綱様式第2号）を県社協会長に提出するものとする。
- 3 共済に係る加入申込み、各種届出、請求事務等は、適用事業所長を経て行うものとする。

(加入申込み及び加入の承認)

第3条 この共済の加入申込みは、適用事業所長が、当該加入予定者である有給の役員又は職員の同意を得て加入申込書（要綱様式第3号）により行うものとする。

- 2 この共済の加入申込みに対する承認は、県社協会長が加入決定通知書（要綱様式第4号）により行うものとする。

(共済掛金の算定基礎)

第4条 共済掛金の算定基礎となる本俸月額、毎年4月1日現在の額とし、その年の5月分から翌年の4月分までの12カ月間に適用する。

- 2 共済掛金は本俸月額の40/1,000とし、加入者と契約者が本俸月額の20/1,000ずつを負担する。
- 3 第1項に規定する共済掛金の算定にあたり、適用事業所長は、本俸月額の変更の有無に関わらず、毎年4月20日までに給与月額変更届（要綱様式第5号）を県社協会長に提出するものとし、県社協会長がこれを決定した場合は第1種掛金決定通知書（要綱様式第6号）を交付する。
- 4 年度途中で新たに加入しようとする者の場合は、加入しようとする月の本俸月額とし、最初に到来する4月分までの各月に適用する。
- 5 共済掛金の算定は、本俸月額200,000円を上限とする。また、円単位未満は切り捨てとする。
- 6 本制度にいう本俸月額とは、施設職員の場合は独立行政法人福祉医療機構の運営する退職手当共済制度に準じて取り扱うものとし、団体職員の場合は格付けされた本俸月額とする。

(共済掛金納入)

第5条 加入者は、共済制度に加入した月から退会する月までの共済掛金を、毎月適用事業所を経て納入するものとする。

- 2 適用事業所長は、加入者明細表（要綱様式第7号）及び掛金請求明細書（兼）掛金領収証（要綱様

式第8号)に基づき、加入者分と契約者分の共済掛金を、毎月末日若しくは末日が金融機関の休業日にあたる時は翌営業日に、口座振替により納付する。

3 共済掛金は、出産、育児、業務上の傷病等による休業の場合においても納付するものとする。

(継続異動等)

第6条 加入者が適用事業所を異動した場合には、異動後の適用事業所長が、異動前の適用事業所長を経て、継続異動届(要綱様式第9号)により届出し、県社協会長がこれを承認した場合は、継続異動確認書(要綱様式第10号)を交付する。

2 加入者の氏名に変更があった場合には、加入者の申請に基づき、適用事業所長を経て氏名変更届(兼)慶弔見舞金申請書(要綱様式第11号)により届出し、県社協会長がこれを承認した場合には、加入者と適用事業所長に対し、氏名変更承認通知書(兼)慶弔見舞金交付決定通知書(要綱様式第12号)を交付する。

(除名処分)

第7条 正当な理由なくして、適用事業所長が共済掛金を3カ月以上滞納した場合は、県社協会長が青森県民間社会福祉事業職員共済事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議決を経て除名することができる。

2 前項により除名処分を受けた適用事業所に勤務する加入者は、共済掛金の加入者負担分の返還を受けるほか一切の権利を失う。

(給付の制限)

第8条 県社協会長は、次の各号の一に該当するときは、運営委員会の議決を経て、給付の一部又は全部を行わないことができる。

- (1) 故意に給付の原因を生じせしめた場合
- (2) 給付の原因が虚偽であった場合
- (3) 給付の請求その他に関して不正の事実があった場合

第9条 前条に該当した事実が給付後に判明した場合は、給付額の一部又は全部を返還せしめることができる。

第2章 退会給付事業

(退会給付金)

第10条 加入期間1ヶ月以上の加入者が、次の各号の一により退会するときは、退会給付金を給付する。

- (1) 適用事業所を退職したとき
- (2) やむを得ない事由があると県社協会長が退会を認めるとき

(退会の手続き)

第11条 退会する加入者は、加入者の申請に基づき、適用事業所長を経て退会届(兼)退会給付金請求書(要綱様式第13号)を提出しなければならない。

2 前項において、死亡により退会した場合は、その遺族が所定の手続きを行うものとする。

(給付の決定及び送金)

第12条 県社協会長は、前条第1項の請求書を受理した翌月20日までに給付の適否を決定する。

2 前項により給付を決定した場合には、申請した加入者と適用事業所長に対し、退会給付金交付決定通知書(要綱様式第14号)を交付するとともに、適用事業所の口座に給付金を送金する。

3 適用事業所長は、前項により送金された給付金を、申請した加入者に送金しなければならない。

(給付の額)

第13条 退会給付金の額は、次の第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とを合算した額とする。

(1) (給付確定額) × (退会年月に応じて別表3に定める率)

(2) [退会時の一時金積立残高(平成23年10月1日以降の加入者拠出相当掛金に加入期間に応じた所定の乗率を乗じた元利合計額)] × (加入期間に応じて別表4に定める率)

2 前項第1号に定める「給付確定額」は、平成23年9月30日現在で効力を有する第1種共済運営要綱に基づき、平成23年9月30日で退会したと仮定して計算される退会給付金の額とする。なお、平成23年10月1日以降に加入した加入者については、「給付確定額」は、零とする。

3 第1項第2号に定める「退会時の一時金積立残高」は、次の第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とを合算した額とする。

(1) [退会日直前の3月31日(ただし、退会日が3月31日の場合は、前年の3月31日とする。)現在の一時金積立残高(以下「期末一時金積立残高」という。)] × [退会月に応じて別表5-乗率①に定める率]

(2) [退会日直前の4月1日以降退会日までの間の、加入者拠出相当掛金の累計額] × [退会月に応じて別表5-乗率②に定める率]

なお、平成23年度に退会する場合においては、第2号に掲げる額に代えて、次の額[(2)の2の額]を用いるものとする。

(2)の2 平成23年10月1日以降退会日までの間の加入者拠出相当掛金の累計額] × [退会月に応じて別表5-乗率②の2に定める率]

4 前項第1号における「期末一時金積立残高」は、次の算式により計算する。

期末一時金積立残高

= (退会日の属する年度の前々年度3月31日における一時金積立残高) × 1.02

+ (退会日の属する年度の前年度3月31日における加入者拠出相当掛金の累計額) × 1.01

なお、平成23年3月31日現在の「期末一時金積立残高」は零とし、平成23年10月1日時点での加入者における平成24年3月31日現在の「期末一時金積立残高」は、上記の算式に代えて、次の算式により計算するものとする。

平成24年3月31日現在の期末一時金積立残高

= (平成23年10月1日以降平成24年3月31日までの間の加入者拠出相当掛金の累計額) × 1.005

また、平成23年10月1日以降新たに入会した加入者の入会直後の3月31日における「期末一時金積立残高」は、入会日以降、直後の3月31日までの間の加入者拠出相当掛金の累計額に、入会月に応じて別表6に定める率を乗じた額とする。

第 13 条の 2

加入者が懲戒解雇の処分を受けたときの退会給付金の額は、前条の規定にかかわらず、加入者拠出相当掛金の累計額とする。

(給付金受給権の消滅)

第 14 条 この要綱による給付金を受ける権利は、その給付事由が発生した日から 5 年間を経過したときは、時効によって消滅する。

第 3 章 福利厚生事業

(事業の種類)

第 15 条 福利厚生事業は、次のとおりとする。

(1) 慶弔見舞金給付事業

- ア 結婚祝金
- イ 出産祝金
- ウ 入院見舞金
- エ 災害見舞金
- オ 死亡弔慰金

(2) 貸付事業

2 前項第 1 号に掲げる慶弔見舞金の給付の内容は、別表 2 のとおりとする。

(慶弔見舞金の申請、決定及び給付)

第 16 条 加入者が前条に規定した慶弔見舞金に該当した場合は、加入者の申請に基づき、適用事業所長を経て、証明書類を添付して氏名変更届兼慶弔見舞金申請書（要綱様式第 11 号）を県社協会長に提出する。

2 県社協会長は、前項の申請書を受理した翌月 20 日までに給付の適否を決定し、申請した加入者と適用事業所長に対し氏名変更承認通知書（兼）慶弔見舞金交付決定通知書（要綱様式第 12 号）を交付するとともに、適用事業所の口座に慶弔見舞金を送金するものとする。

3 適用事業所長は、前項により送金された見舞金を、申請した加入者に送金しなければならない。

(貸付事業)

第 17 条 第 15 条第 1 項第 2 号に規定する貸付事業に関しては、別に定める実施要領によって行う。

第 4 章 雑 則

(補 則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に関し必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表 1 の定めにかかわらず、現にこの共済の会員である職員に対する退会給付金の額は、第 1 号により計算して得た額及び第 2 号により計算して得た額のいずれか高い方の額とする。

一 その職員が、改正適用日前日に退職したものとして、改正前の別表 1 により計算した額に、改正適用日以降、その職員が自己負担として納付した共済掛金の累計額を加算して得た額

二 改正後の別表 1 により計算した額

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。